



▲「今池跡」記念碑  
(今池水みらいセンター内)



▲今池水みらいセンターにつくられた「風の広場」(右)と「虹の広場」(左) 4月、虹の広場は一面、桜並木でおおいつくされ、花見客でにぎわう。



▲発見された「難波大道」(天美西7丁目、今池水みらいセンター内) 横一列に並ぶ人々の長さが道路幅。両側に溝が見える(松原市教育委員会提供)。

## 今池跡の水みらいセンターで 北の難波宮に至る直線の大道

七世紀後半、国家的規模でつくられたと考えられる水路の丹比大溝が河内松原駅南側を東西に流れていたころ(「歴史ウォーク」26)、天美西七丁目の今池水みらいセンター内でも、直線に南北を結ぶ古道が走っていました。

今池水みらいセンターは、大阪府が松原市をはじめ、大阪市・堺市・八尾市・富田林市・羽曳野市・藤井寺市・大阪狭山市の下水を処理する施設として、堺市北区常盤町に接する天美西地区に設けた施設です。

同地は、江戸時代には河内国丹波郡油上村・芝村の灌漑池である今池が水をたたえていました。池敷面積は四・六〇ha。新大和川が宝永元年(一七〇四)に付け替えられた後、掘られたと思われれます。センターの西南端、西除川側に大阪府が平成二年(一九九〇)三月に建立した「今池跡」の記念碑が建っています。

今池が埋め立てられて下水処理場が建設され、昭和六十年(一九八五)六月十七日から供用を開始したのですが、これに先立ち、このあたり一帯が旧石器時代以降の大和川今池遺跡に含まれていましたので、発掘調査が行われたのです。

とくに、南北方向に平行する幅約一八mの二条の溝が長さ約四〇m

にわたって検出され、土器などから飛鳥時代の七世紀代の道路遺構とわかりました。道路跡は北に延長すると、難波宮(大阪市中央区法円坂)の中軸線と一致することから、発掘調査者らは「難波大道」と命名しました。

『日本書紀』は、推古天皇二十一年(六一三)十一月のこととして、「難波より京に至る大道を置く」とあります。文中の京とは、推古天皇のミヤコである飛鳥小墾田宮(奈良県明日香村)を指し、七世紀前半に、大阪市の難波より飛鳥の宮に至る大道をつくったのではないかと解釈されているのです。ですから、『日本書紀』の記述を参考に、今池で見つかった道路遺構を、大道と重ねあわせようと考えられました。

ただ、その後も、延長線上が調査されて幅二〇mの道路遺構が検出されるなどして、出土した遺物から七世紀前半ではなく、七世紀中頃以降の設置ではないかと見られるようになっていきます。

同じく、『日本書紀』の孝徳天皇白雉四年(六五三)六月に「処々の大道を修治する」とあります。孝徳天皇は大化の改新(六四五年)後、飛鳥から難波長柄豊碓宮(大阪府中央区)にミヤコを移した天皇です。文中の「修治」が「新たに大道をつくったのか」、あるいは「すでに敷設されていた大道を修復したものか」、断定できませんが七

世紀半ば以降、難波を中心に大道が設置されていたと考えられます。

今池水みらいセンターで検出された七世紀代の道路遺構以外、南北に延びる直線遺構は今のところ見つかっていません。松原市域では南に伸ばすと、西除川の今池橋のすぐ東側の西除川遊歩道案内図板直下の天美我堂七丁目の土地区画道路と重なります。さらに南下すると、我堂公民館西側の府道堺大堀線にぶつかります。その南方は住宅などで途切れますが、なおも南へ伸びると長尾街道を越え、竹内街道に至ります。

平成二十五年(二〇一三)、竹内街道は推古天皇二十一年より敷設一四〇〇年になると考えられ、日本遺産になりました。市域では、岡や立部の約一・五キロを横切っています。ルートが難波―飛鳥と考えられることから、日本遺産のタイトルは、大道を含め、竹内街道が奈良県葛城市の長尾神社以東、横大路とよばれるので、二四〇〇年に渡る悠久の歴史を伝える「最古の国道」―竹内街道・横大路(大道)とされるのです。

今池水みらいセンターで見つかった難波大道が契機となって、日本遺産認定の一要素となりました。センター内には虹の広場や風の広場という芝生や遊歩道のある緑地がつけられ、多くの人々の憩いの場となっています。